

第2回モニター会議開催要領（案）

1 開催日程 令和4年1月27日（木）18時30分～20時

2 開催場所 役場2階第7・8会議室
(グループワーク：+3階委員会室、説明員室)

3 会議手法

- (1) 議員は会場参加とする。
- (2) モニターは会場参加とオンラインの選択とする。

4 議論テーマ 「議員の定数と報酬のあり方について」

現在の議員定数は平成23年5月に、また、議員報酬は同27年に改正し、今日に至ります。この改正以降、一定年数を経過したことから、本年7月に議会として「定数と報酬のあり方」の検討を始め、統一地方選挙の1年前となる令和4年4月を目標に、一定の結論を出すべく分析・検討を進めているところです。

芽室町議会基本条例では、議員定数と報酬等の改正は、住民の皆さん 의견を広く聴くことを規定していることから、第2回モニター会議のテーマに設定し、議員が直接モニターの皆さんと意見交換を図ろうとするものです。

5 会議次第及び予定時間

- (1) 開会（2分）／早苗議長
- (2) 趣旨説明（2分）／中村議運委員長
- (3) 第1回モニター会議総括報告（3分）／中村委員長
- (4) テーマの目的、現状、基礎情報の説明（10分）／正村副委員長
- (5) グループワーク（60分）
- (6) グループ発表（情報共有）（12分）
- (7) 閉会（1分）／常通副議長

6 グループワークの進行手順

- (1) 自己紹介（30秒／1人）（2分）
- (2) 役割分担（進行・記録・発表）（1分）
- (3) グループワーク（45分）

(4) グループワークのまとめ（12分）

7 グループ発表（情報共有）の進行手順

- (1) 司会進行／正村議運副委員長（1分）
- (2) グループごとの発表（3分／1グループ）
＜別添「グループワーク進行要領」のディスカッション③＞

8 グループ編成

- (1) 1グループの構成は4～9人。リーダーは議運委員（4～6人）。
- (2) グループリーダー（議運委員から選考）

グループワーク進行次第

＜テーマ：「議員の定数と報酬のあり方について」＞

1 自己紹介（30秒／1人）（2分）

2 役割分担（進行・記録・発表）（1分）

3 グループワーク（テーマ）（45分）

4 フリートーク（テーマ以外）及びまとめ（12分）

5 グループ発表（情報共有）（3分×4グループ）

グループワーク進行要領

【テーマ／議員の定数と報酬のあり方について】

- 委員会を構成する人数の議論（「議員定数」関連）

[ディスカッション①]

- ・ 議会における議論の4つの視点を説明
- ・ 議会における議論の2つの案を説明(①8名 ②7名)
- ・ モニターからの質問→議員の回答→モニターの意見・質問…



- 議員の活動量の議論（「議員報酬」関連）

[ディスカッション②]

- ・ 130回／年の活動量について議員から資料説明
- ・ 議員の実感、感想、課題の説明
- ・ モニターからの質問→議員の回答→モニターの意見・質問…



- まとめ

[ディスカッション③]

- ・ 委員会を構成する人数は？（複数の考えでも可）
- ・ 活動量に対する報酬のあり方は？（複数の考えでも可）

芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができる。

(資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、芽室町職員、議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適當と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当っては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 町議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるもの）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 町議會議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。